

令和7年度 福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）留意事項

福島県県南地方振興局

1 採択について

(1) 採択に当たっては、要領及び採択方針に定めるもののほか、以下の視点を加味し総合的に判断する。

ア 具体性

目的達成のために明確で妥当な目標が定められており、成果が期待できる事業。

イ 発展性・継続性

次年度以降の取組についてステップアップが見込める事業や補助金交付終了後も継続できる事業。

ウ 連携・協同性

行政や関係団体と連携や協力をしながら進める事業。

(2) 単発のイベントなど、事業の効果が一時的かつ地域的に限定される事業は、補助対象外とする。

2 事業主体について

(1) 民間団体が実施主体となる場合においては、市町村等の関係機関及び他の民間団体との連携が図られていること。

(2) 事業実施に関して団体内部での合意形成が図られていること。

(3) 実行委員会等について、市町村が事務局となる場合においては、会計を明確に区分するなど、実質的に当該市町村とは違った民間団体としての性格を有していること。

3 経費について

(1) 備品購入や施設整備など資産の形成につながるものについては、次の要件を全て満たす場合で、かつ費用対効果が高いと判断される必要最低限のもののみ認める。

ア 当該施設等の活用について明確な事業計画が策定されていること。

イ 将来にわたって適正な管理及び効率的な使用が確保できることが確実なこと。

ウ 備品購入については、当該備品の使用頻度が高く、リース又はレンタルする場合よりも経済的であること。

エ 施設整備については、公共施設等既存施設の活用が困難であること。

(2) 食事代は、イベント等の当日の講師、スタッフ分の昼食代のみ対象とする。

4 収入について

負担金や協賛金などの収入が発生する場合は、収入額を確認できる書類を備えておくこと。

《参考》地域創生総合支援事業（サポート事業）要綱等抜粋

◎福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）補助金交付要綱

別表第一

補助対象経費	
経費区分	内容
1 報償費	指導又は助言等を行う専門家等に対する謝金、コンクール等入賞者に対する表彰に係る経費（ただし、賞金を除く）
2 委託料	ホームページ制作委託料、市場調査委託料等
3 工事請負費	土地、工作物等の造成又は製造及び改造の工事、工作物等の移転等に要する経費
4 備品購入費	機械装置及び設備等の購入費
5 諸経費	旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、その他補助事業に必要な経費として知事が認めた経費

注1 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。

- (1) 補助対象事業を実施するために直接必要とは認められない経費
- (2) 他からの転用が可能と認められる機械装置等
- (3) 対象となる事業の終了後、当該事業以外に容易に他への転用が可能と認められる構築物等
- (4) 人件費（ただし、臨時に雇用される者の賃金を除く。）
- (5) 補助事業者の打合せ会議等に要する食糧費
- (6) 物販を行う場合、商品の仕入れにかかる経費
- (7) 印刷物等を販売する場合の印刷製本費
- (8) 敷金等の後日返金される経費
- (9) 設計費（ただし、市町村枠及び過疎・中山間地或活性化枠の場合を除く。）
- (10) 補助対象事業のみに使ったか明確に切り分けできない経費
- (11) 他団体への負担金、補助及び交付金（ただし、過疎・中山間地或活性化枠（集落ネットワーク圏形成事業）において必要と認められる場合はこの限りではない。）

注2 補助金の対象事業期間は、当該補助金の交付決定日の属する年度の事業着手日から当該年度の3月31日までの期間とする。

《参考》地域創生総合支援事業（サポート事業）要綱等抜粋

◎地域創生総合支援事業（サポート事業、県戦略事業）の事務取扱いについて

3 対象事業について

- (1) 他に利用できる補助、起債等の有無を十分確認し、これらの制度がある場合は、これらを優先させること。
- (2) 補助の期間は、原則として1年であるが、次のいずれかに該当する場合で、特に必要と認められる事業については、3か年を限度に継続を認めることができるものとする。ただし、事業決定は、単年度ごとに行うものであり、次年度以降の事業決定を約束できるものではないこと。
 - ア 単年度では完了しない継続事業など、明確な事業計画のある発展的な事業
 - イ 前年度より補助金依存度が低下するなど、自立に向けた取組みが明確に認められる事業
 - ウ 前年度に顕著な事業効果が認められ、更なる発展性が見込まれる事業
- (3) 各種団体及び施設に係る運営費に対する補助は対象としないこと。ただし、過疎・中山間地域活性化枠（スタートアップ支援事業（収益事業））については、事業に要した経費が明確に区分できる場合のみ対象とする。
- (4) 他の補助事業に対するかさ上げ補助は対象としないこと。
- (5) 市町村及び複数市町村の連携体に対する財政援助的補助は対象としないこと。
- (6) 既定事業の単なる財源振替補助は対象としないこと。
- (7) 地域振興に関する目的が不明確と認められる事業は対象としないこと。
- (8) 実施主体の営業活動との区別が不明確な事業は対象としないこと（過疎・中山間地域活性化枠（スタートアップ支援事業（収益事業））を除く）。
- (9) 事業の主要部分を他に委託する事業や物品購入費が中心となる事業は対象としないこと
ただし、市町村枠及び過疎・中山間地域活性化枠において、外部団体に委託することが有効である場合や事業実施にあたり必要な物品購入費など地方振興局長が個別に必要と判断する場合はこの限りではない。
- (10) 不動産及びその従物の取得を伴う事業については、施工管理費、工事請負費及び備品購入費を対象とすること。ただし、市町村枠及び過疎・中山間地域活性化枠については、設計費も含む。
- (11) 事業執行により財産が取得される場合は、その適正な管理を行うこととし、適正な管理が見込めない事業は対象としないこと。
- (12) 事業内容が一部ステップアップしている場合でも、事業の主要な部分が同じような内容の事業は継続事業として取り扱うこと。
- (13) サポート事業の一般枠の補助を受けていた事業で、過疎・中山間地域活性化枠（集落等活性化事業）の補助を受けようとする場合については、継続事業として取り扱うこと。
- (14) 協定団体が補助事業者となる場合は、実質として個人や家族経営への補助とならないよう団体の状況を確認すること。

令和7年度サポート事業1次募集に係る留意点等について

1 市町村枠（健康関連事業）について

- (1) 東日本大震災等を背景とした健康課題の解決に向け、心身の健康の維持・増進や悪化予防、不安解消など、「全国に誇れる健康長寿県」の実現に向けた取組の推進に寄与する事業（以下「健康関連事業」）については、従来の市町村枠事業（補助限度額 10,000 千円）とは別立てで、補助限度額 5,000 千円として実施できるものとする。

この場合、従来の市町村枠事業と健康関連事業を併せた市町村枠の補助限度額（総計）は、15,000 千円とする。

- (2) 次に掲げる経費については、健康関連事業の財源である被災者支援総合交付金の交付対象外となることから、対象経費に含めないよう市町村に周知すること。

対象外経費

- ・ 工事請負費
- ・ 食糧費
- ・ 備品購入費及び消耗品費（汎用性が高く、かつ、1年以上にわたり形状を変えずに繰り返し使用できるもの）
- ・ 個人給付と認められる経費（参加者への記念品代、お土産代及び賞品代並びに打ち上げ等の飲食代（弁当代、酒代）等）

2 過疎・中山間地域活性化枠について

過疎・中山間地域においては、都市部と比較して人口減少や少子高齢化の進行が著しく、市町村や地域住民、事業者等との連携により、地域の維持・活性化に取り組んでいくことが求められていることから、過疎・中山間地域活性化枠について積極的な活用の推進を図るため、以下の通り実施することとする。

- (1) 県全体のサポート事業補助金要望額が予算額を超過した場合、過疎・中山間地域活性化枠へ優先的に予算配分を実施する。

については、過疎・中山間地域活性化枠の活用に向け、事業の掘り起こしや申請者への指導・助言に関して留意すること。

- (2) 過疎・中山間地域活性化枠の活用を促進するため、民間団体や市町村等に対して別紙3「スタートアップ支援事業（収益事業）について」及び別紙4「サポート事業（過疎・中山間地域活性化枠（集落ネットワーク圏形成事業））のご案内」を周知すること。

3 その他

事業の採択にあたっては多様性に配慮することが必要であることから、名称や内容等について差別的な表現や誤解を招く可能性のある事業については十分注意するとともに、必要な助言を行うこと。